

# 会員規程

## 第1章 総則

- 第1条 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会(以下、「当法人」という)の会員として、会員、法人会員、協賛会員を設ける。
- 第2条 会員は、当法人の定款、倫理行動基準及び各種規程を遵守しなければならない。
- 第3条 当法人の会員は、当法人の活動に会員の資格で参加することができる。

## 第2章 正会員

- 第4条 定款により定めた社員を正会員とする。
- 第5条 正会員の入会金は、金 6 万円とする。
2. 正会員の年会費は、金 2 万円とする。
  3. 当法人の社員として登録されて正会員になろうとする者は、登録前に入会金及び翌事業年度末までの期間に対応する年会費を納入しなければならない。
  4. 年会費は登録される月の翌月 1 日を起算とし、当該事業年度の月数が 12 か月に満たない場合は年会費金額を月割りして計算する。
  5. 納入済の入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 第6条 既に正会員となっている者がその資格を継続しようとする場合は、納入済みの年会費の有効期間が満了するまでに、翌事業年度末までの期間に対応する年会費を納入しなければならない。当該事業年度の月数が 12 か月に満たない場合は年会費金額を月割りして計算する。
2. 納入済の年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 第7条 正会員は、登録事項に変更があったときは、速やかに当法人宛、変更後の事項を通知しなければならない。
- 第8条 正会員が、遠隔地(海外を含む)に長期にわたって滞在、あるいは長期にわたって療養、等の事情で、1年以上、当会の活動に参画できないと予想される場合は、会員資格を一時停止して、休会することができる。

2. 休会を希望する正会員は、理事会に対し、書面または電子メールでその事情を報告の上、休会の申請をするものとする。
3. 理事会で承認された場合、休会期間中の年会費は免除されるものとする。但し、その期間は、最長 5 年とする。
4. 前項の休会者が正会員への復帰を希望する場合は、その旨、理事会に書面または電子メールで申請しなければならない。理事会にて承認された場合、入会金は免除されるものとする。

第9条 正会員は、定款第7条乃至第9条の規定に従って社員の資格を失ったとき、自動的に正会員としての資格を喪失する。

### 第3章 法人会員

第10条 当法人の目的に賛同し、入会申込書を提出し、理事会の承認を得、第13条の規定に従って入会金及び1年分の年会費を納入した法人を法人会員として登録する。

2. 法人会員は、普通法人会員と特別法人会員の二種類とする。

第11条 法人会員は、当法人の定款、倫理行動基準及び各種規程を遵守しなければならない。

2. 前項の規定に違反し、または当会の活動の趣旨に照らして不適切と思われる事象が明らかとなった法人会員については、理事会決議により法人会員としての資格を抹消することがある。

第12条 法人会員は、当法人の活動に法人会員の資格で参加することができる。

第13条 普通法人会員の入会金は金 6 万円、年会費は金 4 万円とする。

2. 特別法人会員の入会金は金 20 万円、年会費は金 10 万円とする。
3. 納入済みの入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第14条 普通法人会員は、その役職員 2 名を、当法人が主催するセミナー、研修会等に、正会員と同等の条件で参加させることができる。

2. 普通法人会員は、当法人のコンサルティング・サービス、役員紹介サービス、その他当法人が法人会員向けに提供するサービスを有償にて利用することができる。
3. 特別法人会員は、普通法人会員の処遇に加えて、当法人のコンサルティング・サービス、役員紹介サービス、その他当法人が法人会員向けに提供するサービスを理事会承認を前提とする優遇条件にて利用することができる。

第15条 法人会員は、登録事項に変更があったときは、速やかに当法人宛、変更後の事項を通知しなければならない。

第16条 法人会員は書面による申し出によりいつでも退会することができる。

## 第4章 協賛会員

第17条 当法人の目的に賛同し、協賛金の支払等により当法人の活動に継続的に協力する法人を協賛会員として登録する。登録の可否は理事会決議にて決するものとする。

第18条 協賛会員は、当法人の定款、倫理行動基準及び各種規程を遵守しなければならない。

2. 前項の規定に違反し、または当会の活動の趣旨に照らして不適切と思われる事象が明らかとなった協賛会員については、理事会決議により協賛会員としての資格を抹消することがある。
3. 協賛法人が書面により申し出た場合には、1 ヶ月以内にその登録を抹消するものとする。

第19条 この規程の改廃については理事会にて協議、決定するものとし、必要に応じ、代表理事が定時社員総会において報告する。

附則（平成 25 年 10 月 15 日制定）

- 1 この規程は平成 25 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 平成 25 年 9 月 1 日以前に法人会員であった法人については、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、改訂後の本規程第12条の規定に従って年会費を納入した場合に限り、引き続き法人会員として登録するものとする。
- 3 前項の規定により法人会員とならなかった法人については、第16条の協賛法人として登録する。ただし、第13条第1項、第2項に定める法人会員としての特典は、平成 30 年 12 月 31 日までの間継続して利用することができるものとする。

附則（平成 28 年 2 月 17 日改正）

（平成 29 年 3 月 31 日改正）